

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中標津町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道標津郡中標津町長

公表日

平成27年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務											
①事務の名称	個人住民税に関する事務										
②事務の概要	<p>地方税法に基づき、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書を基に住民税額を算出し、賦課徴収している。また、住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行している。</p> <p>個人住民税に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①個人住民税の賦課、更正、減免、徴収 ②課税・非課税証明書、所得証明書の発行 ③住民税課税情報の照会、回答 ④口座振替処理 ⑤過誤納が発生した納税義務者への還付・充当処理 ⑥督促及び催告処理 ⑦滞納管理、地方税法に基づく調査</p> <p>なお、これらの事務に関して行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>										
③システムの名称	<table border="0"> <tr> <td>①住民税システム</td> <td>②確定申告支援システム</td> </tr> <tr> <td>③国税連携システム</td> <td>④地方税ポータルシステム</td> </tr> <tr> <td>⑤収納管理システム</td> <td>⑥滞納管理システム</td> </tr> <tr> <td>⑦歳入管理システム</td> <td>⑧団体内統合宛名システム</td> </tr> <tr> <td>⑨中間サーバー</td> <td></td> </tr> </table>	①住民税システム	②確定申告支援システム	③国税連携システム	④地方税ポータルシステム	⑤収納管理システム	⑥滞納管理システム	⑦歳入管理システム	⑧団体内統合宛名システム	⑨中間サーバー	
①住民税システム	②確定申告支援システム										
③国税連携システム	④地方税ポータルシステム										
⑤収納管理システム	⑥滞納管理システム										
⑦歳入管理システム	⑧団体内統合宛名システム										
⑨中間サーバー											
2. 特定個人情報ファイル名											
(1)住民税ファイル	(2)確定申告支援ファイル										
(3)国税連携ファイル	(4)地方税ポータルファイル										
(5)収納管理ファイル	(6)滞納管理ファイル										
(7)歳入管理ファイル	(8)統合宛名ファイル										
3. 個人番号の利用											
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項及び別表第一の16項 ・第9条第3項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第16条</p>										
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携											
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>										
②法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項 (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項 (27の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) (1, 2, 3, 4, 6, 7, 10, 12, 13, 19, 20, 21, 22, 23, 25, 28, 31, 34, 35, 36, 37, 38, 40, 43, 44, 47, 49, 50, 51, 54, 55, 58, 59条) (別表第二における情報照会の根拠) (20条)</p>										

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長	税務課長 原田 武志
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地 中標津町役場 総務部 総務課 電話番号:0153-73-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地 中標津町役場 総務部 税務課 電話番号:0153-73-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

